

同日午後二時より代表者七名は市役所に於て市長並に市會議長に會見し喫願事項の再考を求めたのであるが市當局は

事情を詳細説明して前同と略同様の回答をされたが、特に今日の生活に事致ぐ貧困者に對しては、別途救済の方法があるから其の氏名を申出づれば調査の上何分の救助をなす。

斯を説明したので代表者等は市當局の説明を諒解し更に喫願事項を緩和して提出することとし午後三時會見を打ち切つた。

九、解決状況（第三回交渉）

かくて代表者等は一回と協議の結果喫願事項は市當局の考慮に待つこととし更に次の二項を追加して更に午後六

時より市長と會見した

(1)家族多数の爲生活困難の者に對しては特に補給費を増加するを考慮すること

(2)労働時間を一時削減すること（九時間となる）

市當局は之に對して次の如く回答したので茲に解決を見るに至つた。

解決條件

(1)喫願事項に對しては改善の方法を講ずる

(2)追加事項の第一項は其の要求に應じ努力する。第二

項は従来午後五時三十分迄の労働時間を午後五時

迄として三十分間を短縮する

(3)労働者に對しては調査の上救助する

而して有解決と同時に市長は本身体業して喫願に答れる